

教員組織の在り方（ダブルカウント・みなし専任教員）について

1. 専任教員に関する現行制度の概要

- 専門職大学院における教育に専念する教員の充実を図り、教育の質を担保することや、専門職大学院の独立性を確保することの必要性から、設置基準上必ず置くこととされている専任教員（以下「必置教員」という。）については、他の学位課程の必置教員数に算入（以下「ダブルカウント」という。）できないこととされている。また、必置教員数としては、修士課程で必置とされる研究指導教員数の1.5倍の数+研究指導補助教員数が必要とされている。
- 制度創設後10年間の特例として、他の学位課程とのダブルカウントが認められていたが、当該措置は平成25年度に終了。平成26年度以降は、専門職大学院の教員養成の観点から、博士課程（前期を除く）とのダブルカウントのみ認められている。
- 必置教員数のうち3割以上は、実務家教員の配置が必要。実務の最新の動向を熟知している実務家の参画を促す観点から、必置実務家教員数の2/3までは、年6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営に責任を担う者であれば、専任教員に算入できる措置（みなし専任教員）が設定されている。

（参考1）制度発足時の特例措置

専門職大学院制度発足時、既存の専門大学院（修士課程）から専門職大学院への円滑な移行を図る観点から、平成25年度までの10年間、ダブルカウント（学部と修士課程は必置教員数の1/3、博士課程は全て）の特例措置が設定された。特例措置の取扱いについては、改めて制度の定着状況を見つつ見直すこととされていたが、

- ・教員組織の一定程度の独立性の確保と教員に専念する教員組織を充実するという制度の趣旨や、多くの専門職大学院で暫定措置の終了に合わせた計画的な解消が順調に進められている実態を踏まえ、特例措置は当初の予定どおり終了
- ・一方で、専門職大学院の教員養成に支障が生じる懸念があることから、必置教員の全てについて、一個の専攻に限り、博士課程（後期）のみダブルカウントを認めることとされた。

（参考2）兼務制度の考え方

○学部と博士課程・修士課程との兼務は原則可能。一方、学部と専門職学位課程との兼務は不可

○大学院の各課程間（博士課程、修士課程、専門職学位課程）の兼務は原則不可。ただし、

- ・博士課程（前期を除く）と修士課程においては、一個の専攻に限り兼務可能
- ・博士課程（前期を除く）と専門職学位課程においては、一個の専攻に限り兼務可能

「兼務」・・・自大学の複数の専攻（学科）の専任教員となること

→このうち、必置教員数内の兼務（ダブルカウント）について法令上の規制あり

「兼任」・・・他大学の教育研究に従事すること

「兼担」・・・自大学の別の専攻（学科）の教育研究を担当すること（法令上の規制なし）

【参考：検討経緯にかかる各種提言等】

○専門職学位課程 WG 報告書（平成 22 年 6 月 29 日）

・ダブルカウントについては、多くの専門職大学院で、暫定措置の終了に合わせた計画的な解消が順調に進められ、平成 26 年度以降、専任教員数の確保の観点からは支障が生じない見通しである。しかし、博士後期課程との接続の在り方について指摘されている。

・大学における教育と研究は一体であり、理論と実務の架橋を目的とする専門職大学院における、教育資源の蓄積を支える研究活動の活性化、教員の養成機能やモチベーションの維持・向上、あるいは進学を希望する学生への対応等の役割・機能や国際競争力への影響などを勘案すると、専門職学位課程と博士課程（後期）との接続を図ることは重要である。

・このため、当面、平成 26 年度以降も引き続き、専門職大学院の教員が同時に博士課程（後期）において研究指導を行える環境を維持する必要があり、博士課程（後期）については、ダブルカウントの措置を継続するなどの制度的対応も検討される必要がある。

グローバル化社会の大学院教育～世界の多様な分野で大学院修了者が活躍するために～（答申）

（平成 23 年 1 月 31 日）

＜専門職学位課程の教員組織に関する検討＞

学士課程、修士課程又は博士課程を担当する教員は、教育研究上支障がない場合には、他の学位課程の教員等がこれを兼ねることができることとされているが、専門職大学院については、設置基準上必ず置くこととされる専任教員（以下「必置教員」という。）は、他の学位課程の必置教員数に算入できないこととされている。これは、専門職大学院における教育に専念する教員の充実を図り、教育の質を担保することや、専門職大学院の独立性を確保することの必要性によるものである。

他方、専門職大学院の制度発足の円滑な移行を図る観点から、制度創設後 10 年間の特例として、他の学位課程の必置教員数への算入が認められているが、この特例は平成 25 年度で終了する。

このため、特例措置終了後の教員組織の在り方について、専門職大学院制度の趣旨を踏まえて対応する必要がある。

その際、理論と実務の架橋を目的とする専門職学位課程における教育資源の蓄積を支える研究活動の活性化、教員の養成機能の維持・向上、進学を希望する学生への対応、国際競争力への影響などを勘案すると、専門職学位課程と博士課程（後期）の接続を図ることは重要である。

また、大学における教育と研究は一体であり、学位課程及び専攻ごとの目的や役割の違いを踏まえつつも、相互に連携協力を図り全体として教育研究水準を向上させることが重要であることから、教員が学位課程及び専攻の壁を越えて相互に連携協力することや、流動性の高い教員組織の整備を積極的に推進することも重要である。

これらのことを踏まえ、教育研究の質保証の観点に留意しつつ、上記特例措置終了後の専門職学位課程の教員組織の在り方や制度的対応の取扱いについて検討することが求められる。

専門職大学院設置基準における特例措置終了後の取扱いに関する大学院部会の審議結果概要

（平成 24 年 1 月 31 日大学分科会配付資料より）

（4）第 5 期（前期）における検討結果

○特例措置終了後の教員組織の在り方については、専門職大学院制度の趣旨（教育に専念する教員の充実等）を踏まえて対応。

○教員組織や進学希望者への対応等の観点から、専門職学位課程と博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く（以下「博士課程」という。））の接続を図ることが重要。

(5) 今期における大学院部会の審議結果概要

- 専門職大学院の必置教員については、ダブルカウントできないこととされているが、現在は、制度創設後 10 年間の特例として、認められている。
- 現在の特例が終了する平成 26 年度以降、専門職大学院のダブルカウントについては、教育上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、博士課程のみ認めることが適当。

2. WG（視察を含む）における主な指摘

- 専任教員数の確保がネックとなり、修士課程から専門職大学院への移行が進んでいない。
- リカレント教育等の観点から、現行の専攻と同様の分野について、異なる専攻を設けるような場合、必置教員数を軽減する措置が必要ではないか。

- ダブルカウントの見直しについては、特例措置廃止の際に議論しており、慎重であるべき。
- 全ての専門職大学院にダブルカウントを認めるのは難しいが、特徴的な取組ができるなど、機能強化が図られることを前提とすれば検討の余地はある。
- 学部とのダブルカウントの特例措置がなくなった後、教員の交流がなくなり壁ができていく。教員には負荷がかかるが、学部とのダブルカウントを認め、学部との連携を促すべき。
- 同じ分野の教員を学部と別個に雇っているが、学内で重複する分野を整理できれば、そのリソースを他分野の教育に向けられる。教員の有効活用の点でも、学部と大学院が連携した教育をするためにも学部とのダブルカウントを可能にすべき。
- 学部でも実務家教員を確保したいという要望があるため、実務家教員だけでも学部とのダブルカウントを認めるべき。
- クロスアポイントメント制度では従事比率（エフォート）が定められるが、同様の考え方を導入し、教育の質を担保することはできないか。
- 専門職大学院間のダブルカウントの是非も検討すべき。

- みなし専任教員の必要単位数が緩和されれば、その時々々の社会ニーズの高い実務家に参画してもらい易くなる。

3. 検討事項

- 専門職大学院における教育に専念する教員の充実を図り、教育の質を担保することや、専門職大学院の独立性を確保するという制度趣旨との関係を考えることが必要。

- 専門職大学院制度発足時、既存の専門大学院（修士課程）から専門職大学院への円滑な移行を図る観点で特例措置が設定されたが、多くの専門職大学院で、特例措置の終了に合わせた計画的な解消が順調に進められ、平成 26 年度以降、専任教員数の確保の観点からは支障が生じない見通しであることから、特例措置が廃止された。その経緯を踏まえ、再度ダブルカウントの特例措置を講じることに関し、どのように考えるか。

○専門職大学院を新設する場合に限り、時限付き（例えば、創設から5年以内）で、必置教員について学部等とのダブルカウントを認めることの是非。

○社会ニーズに対応した新たな分野の教育プログラムの提供が可能となる、といった自らの強みや特徴を伸ばす積極的効果が生じる場合に限り、恒常的に学部等とのダブルカウントを認めることの是非。

※積極的効果が期待される場合でも、専門職大学院における教育に専念する教員が減少する点や、独立性の確保という点に考慮することが必要。

○教員のエフォート管理を行うといった方法で、独立性の確保や教育の質の担保は可能か。

○最新の実務の知識を有する実務家教員やその時々社会ニーズの高い実務家が、専門職大学院教育により参画し易くするため、必要単位数を緩和する（例えば年4単位以上とする）ことについてどのように考えるか。

○柔軟な任用が可能となる一方、年4単位では実務家教員の関与が少なすぎるという考えもあるが、引き続き、教育課程その他の専門職学位課程を置く組織の運営に責任を担うことを求めることにより、教育の質を担保できるか。